自立相談支援機関(生活困窮自立相談支援制度)の概要

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体において自立相談支援機関を設置し、生活や仕事などに困っておられる方からの相談を受けて、本人が自立した生活を送ることができるよう、本人に寄り添いながら、個々の事情に応じた包括的・継続的な相談支援及び就労その他の支援を行っています。

大阪府内においては、福祉事務所設置自治体の34市町及び大阪府(福祉事務所を設置していない、島本町を除く9町村を所管)が自立相談支援機関(別紙参照)を設置し、 生活困窮者に対する支援を行っています。

■生活困窮者自立支援法に基づく事業について

• 自立相談支援事業(必須事業)

自立相談支援機関を設置し、相談支援員等が多様で複合的な課題を抱える生活困 窮者に対し、就労その他自立に関する相談業務を実施。

- ・住居確保給付金の支給(必須事業) 離職等を原因として生活困窮状態となり、住居を喪失した者等に対して家賃相当額を有期(最長9か月まで)で支給。
- ・就労準備支援事業(任意事業) 直ちに求職活動又は就労が困難な者に対して、就労に必要な知識及び能力向上の ため必要な支援を有期(最長で1年)で実施。
- ・一時生活支援事業(任意事業)住居喪失者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施。
- ・家計相談支援事業(任意事業) 家計管理に関する支援、滞納(税・公共料金等)の解消、債務整理に関する支援 等を実施。
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(任意事業) 生活困窮世帯(生活保護世帯含む)の子どもに対して進学等を目的とした学習支援、居場所の提供、世帯の自立に向けた親への養育支援等を実施。
- 就労訓練事業

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する事業で、社会福祉法人、営利企業等の自主事業として実施。就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が事業を認定。